

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和05年11月24日

計画の名称	福岡都心部地区都市再生整備計画												
計画の期間	平成30年度 ~ 令和04年度 (5年間)								重点配分対象の該当	○			
交付対象	福岡市												
計画の目標	大目標：九州・アジアの交流都市にふさわしい都心部の機能強化と魅力づくり 目標1：都心部の核となる拠点の形成・機能強化 目標2：都心部の回遊性の強化 目標3：官民が連携したまちづくりの推進												
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)	14,118	A	14,118	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		H28-H29		H34末
1	都心部の主要駅における乗降客数を25,412万人/年(H27)から27,336万人/年(R4)に増加させる。 都心部の主要駅における乗降客数	25412万人/年	万人/年	27336万人/年
2	都心部における民営事業所の従業者数を353.5千人(H26)から385.5千人(R4)に増加させる。 都心部における民営事業所の従業者数	353千人	千人	385千人
3	都心部主要地点における歩行者交通量を131.8千人/日(H28)から135.3千人/日(R3)に増加させる。 都心部の主要地点における歩行者交通量	132千人/日	千人/日	136千人/日
4	福岡市へ来訪する観光客の数を1,974万人/年(H27)から2,074万人/年(R4)に増加させる。 本市へ来訪する観光客の数	1974万人/年	万人/年	2116万人/年

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業																				
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H30	H31	R02	R03	R04				
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	福岡市	直接	福岡市	-	-	福岡都心部地区都市再生 整備計画事業	988ha	福岡市						14,118		-	
												小計						14,118		
											合計						14,118			

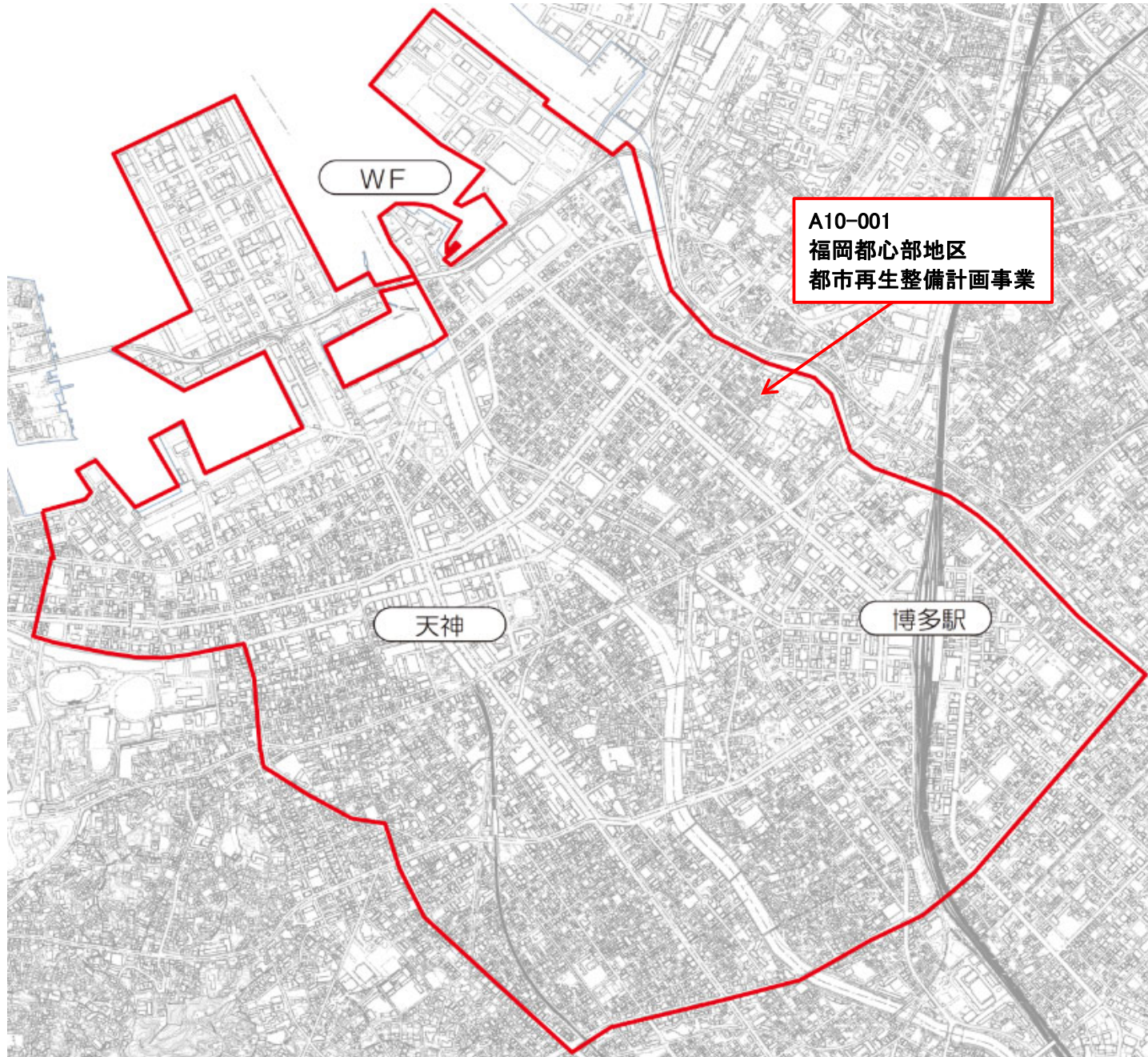
交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H30	H31	R02	R03	R04
配分額 (a)	172	321	947	1,657	1,750
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0	0	0
交付額 (c=a+b)	172	321	947	1,657	1,750
前年度からの繰越額 (d)	0	67	194	812	297
支払済額 (e)	105	194	329	2,172	903
翌年度繰越額 (f)	67	194	812	297	1,144
うち未契約繰越額(g)	55	84	767	98	1,091
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	31.97	21.64	67.22	3.96	53.29
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由	関連工事に遅れが生じ、工事発注が遅れたため	地元や関係機関との協議に日数を要し、工事発注が遅れたため	2月補正のため		地元や関係機関との協議に日数を要し、工事発注が遅れたため

参考図面

計画の名称	福岡都心部地区都市再生整備計画	交付対象	福岡市
計画の期間	平成30年度 ~ 令和4年度 (5年間)		



都市再生整備計画(第7回変更)

福岡都心部地区(第4期)

福岡県 福岡市

令和4年12月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input checked="" type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input checked="" type="checkbox"/>

目標及び計画期間

都道府県名	福岡県	市町村名	福岡市	地区名	福岡都心部地区(第4期)	面積	988	ha
計画期間	平成 30 年度 ~ 令和 4 年度	交付期間	平成 30 年度 ~ 令和 4 年度					

<p>目標</p> <p>大目標:九州・アジアの交流都市にふさわしい都心部の機能強化と魅力づくり 目標1:都心部の核となる拠点の形成・機能強化 目標2:都心部の回遊性の強化 目標3:官民が連携したまちづくりの推進</p>
--

<p>目標設定の根拠</p> <p>まちづくりの経緯及び現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政令市移行期～人口急増期の都市基盤概成 福岡では、1960年代後半からの人口急増期以降、人口が倍増。九州・アジアの広域集客都市へと発展を遂げてきた。この間、都心部では、天神・博多駅土地区画整理事業等による拠点形成の進展と、新幹線や高速道路等の広域交通ネットワークの充実とともに、業務・商業等の機能が集積した。 ○官民共に更新期が到来 近年、都心部では、公共基盤や民間の業務・商業ビルが面的に更新期を迎え、官民共に建築物建替えの機運が高まっている。 ○九州新幹線全線開通(H23.3)、および急増・大型化するクルーズ船の寄港 H23年3月の九州新幹線全線開通や、急増・大型化するクルーズ船の寄港により、九州・アジアの交流拠点として都心部の果たす役割が高まっている。 ○まちづくり活動(エリアマネジメント)の活発化 建物の更新期や九州新幹線開業を契機として、民間のまちづくり活動が活発化。協議会を設立し地域特性や都心部の課題解決に対する取組みなど、精力的にまちづくり活動を実施している。(We love天神協議会(H18)、博多まちづくり推進協議会(H20)、天神明治通り街づくり協議会(H20)) さらに、福岡都市圏の成長戦略の策定から推進までを一貫して行う学官民の協議会が設立された。(福岡地域戦略推進協議会(H23.4)) ○特定都市再生緊急整備地域の指定(H24.1) H24年1月、「福岡都心地域」は、国際競争力強化に向けた「特定都市再生緊急整備地域」に指定を受ける。 ○自転車通行空間ネットワーク整備計画の策定(H26.3) H26年3月、自転車通行空間ネットワーク路線を指定し、歩行者・自転車・自動車の3者が共存する道路空間の整備が推進されている。 ○国家戦略特区「グローバル創業・雇用創出特区」の指定(H26.5) 平成26年5月、福岡市は、日本経済の活性化に向けた「グローバル創業・雇用創出特区」の指定を受け、経済活力の原動力となる創業支援と雇用創出への取り組みが期待されている。 ○航空法高さ制限のエリア単位での特例承認 天神明治通り地区(H26.11)及び旧大名小学校跡地(H29.7)では、航空法高さ制限が緩和され、ランドマークとなる建物建設や建物低層部のゆとりある空間の確保など、企業立地などを促す魅力的な環境づくりが可能となった。 ○ウォーターフロント地区再整備構想の策定(H28.3) H28年3月、ウォーターフロント地区再整備構想が策定され、中央ふ頭と博多ふ頭では、天神・渡辺通地区や博多駅周辺地区に次ぐ新たな都心部の拠点として、「クルーズ」、「MICE」、「にぎわい」が融合した一体的なまちづくりが推進されている。 ⇒今日、陸・海・空の広域交通拠点が近接する都心部は約36万人の就業者を有する産業拠点であるとともに、年間の外国人来訪者数が250万人を突破する国際交流拠点となっており、住む人、働く人、訪れる人といったあらゆる人にとって重要な拠点となっている。 また、そうした様々な人々が、集い、交流することが、今後の都心部の活力と国際競争力を生み出す原動力となる。そのためには、官民協働の下で、都心部の核となる拠点の更なる機能強化と魅力向上に取り組んでいく必要がある。
--

<p>課題</p> <p>福岡都心部の更なる機能強化と魅力向上に向けて、以下の課題が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都心部の核となる拠点の形成・機能強化 都心部の拠点である天神・渡辺通地区や博多駅周辺地区において、歩行者交通量の増加や流入する自転車に対応するため、バリアフリー対応の歩行者ネットワークや駅へのアクセス性の強化など、交通結節機能の向上が不可欠となっている。また、IT、セキュリティ、環境面などで現代のオフィスニーズに応えられない老朽化したビルが多く、耐久性に課題があるなど、都市としての供給力不足が顕在化している。 新たな拠点であるウォーターフロント地区は、都心部の貴重な水辺空間であるが、市民や地域の交流空間・賑わいのスペースや回遊性の不足、アクセス性に課題があり、土地の高度利用ができていない。 ○都心部の回遊性の強化 拠点間を結ぶ良質な歩行者空間や回遊拠点が不足しており、また、バリアフリー未対応、歩行空間が不足する道路が見られることなど、都心部の回遊性向上が課題となっている。 ○官民が連携したまちづくりの推進 厳しい財政状況のもと、都心部の魅力向上に向け、エリアマネジメント団体との共働や官民連携による都市基盤の整備など、民間のノウハウや民間活力の更なる活用が不可欠である。

<p>将来ビジョン(中長期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9次福岡市基本計画では、市の重点戦略として「福岡の成長を牽引する都心部機能強化の推進」を位置付けており、「民間活力を引き出しながら、都市の活力を牽引する都心部の機能・魅力の向上を図るとともに、多くの来街者を都心部全体に波及させるアクセス性や回遊性を高めるなど、国際競争力のある都心づくりを進めます。」としている。 ・平成24年に福岡都心地域 都市再生緊急整備地域にて策定された地域整備方針では、整備の目標を「天神・渡辺通地区や博多駅周辺地区では、都市基盤の集積を活かしたコンパクトでみどり豊かな美しい都市景観を有する国際的・広域的な業務・商業中核拠点を形成」、「ウォーターフロント地区では、親水空間を活かし、賑わいと風格を備えた国際交流の中核拠点を形成」とし、「アジアと九州・西日本地域をつなぐビジネス・観光のゲートウェイにふさわしい魅力ある都市空間を創出」することとしている。 ・平成26年度改訂の福岡市都市計画マスタープラン(都心部編)では、まちづくりの方向性として、「美しくにぎわいがあり利便性が高い国際接客文化都市」、「都心部の各地区が連携し相乗効果を生み出すまちづくり」、「すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり」を進めると位置付けている。
--

目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
					基準年度		目標年度
都心部主要駅乗降客数	万人/年	都心部の主要駅における乗降客数	都市拠点の整備及び、交通結節機能の強化による来街者の増加を、主要駅における乗降客数の変化により把握する。	25,412	H27	27,336	R4
都心部の従業者数	千人	都心部における民営事業所の従業者数	基盤整備による民間建築物の機能更新や新たな開発の増加を、都心部における民営事業所の従業者数の変化により把握する。	353.5	H26	385.5	R4
都心部の1日あたりの歩行者交通量	千人/日	都心部の主要地点における歩行者通行量	都市の回遊性強化及び魅力の向上による歩行者の増加を、主要地点における歩行者通行量の変化により把握する。	132.3	H28	135.9	R3
入込観光客数	万人/年	本市へ来訪する観光客の数	交流拠点の整備や機能強化、及び都市の魅力向上による来街者の増加を、本市へ来訪する観光客数の変化により把握する。	1,974	H27	2,116	R4

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【都心部の核となる拠点の形成・機能強化】</p> <p>・天神・渡辺通地区、博多駅周辺地区およびウォーターフロント地区において、交通結節機能を向上するため、駅周辺等における歩行者ネットワークの強化や拠点間及び駅をはじめとする拠点へのアクセス性の向上、賑わい創出に資する都市基盤の整備を進め、アジアと九州・西日本地域をつなぐビジネス・観光のゲートウェイにふさわしい魅力ある都市空間を創出する。</p>	<p>◇道路 博多駅筑紫口駅前広場、築港石城町線、天神通線</p> <p>◇地域生活基盤施設 博多駅筑紫口地下自転車駐車場、地下鉄七隈線新駅地下自転車駐車場、(仮称)博多駅周辺地区歩行者連絡橋</p> <p>◇提案事業(地域創造支援事業) 官民共働による都心の魅力向上(天神・博多)</p> <p>(関連事業) 因幡町通り地下通路、はかた駅前通り(博多駅博多口～博多警察署入口)、立体駐車場整備(WF)、多目的ホール(第二期展示場)(WF)、須崎公園拠点文化施設整備</p>
<p>【都心部の回遊性の強化】</p> <p>・歩行空間の高質化やバリアフリー化、交流拠点となる公園や水辺空間、新たな回遊動線の整備などにより、市民や来街者が誰でも安心して楽しく歩くことができるユニバーサルデザインによるまちづくりを進める。</p>	<p>◇公園 浜の町公園、藤田公園、明治公園、住吉公園</p> <p>◇道路 御供所井尻3号線(こくてつ通り)、御供所井尻3号線(祇園大通り)、博多駅筑紫口駅前広場、築港石城町線、天神通線</p> <p>◇地域生活基盤施設 春吉橋賑わい広場、博多駅筑紫口地下自転車駐車場、地下鉄七隈線新駅地下自転車駐車場、(仮称)博多駅周辺地区歩行者連絡橋</p> <p>◇高質空間形成施設 博多駅前線(はかた駅前通り)、御供所町297号線外(御供所通り)、中洲332号線外(中洲中央通り)、博多川、後野福岡線(須崎公園通り)、博多旧市街エリア、博多停車場線(大博通り)</p> <p>◇提案事業(地域創造支援事業) 官民共働による都心の魅力向上(天神・博多)、民間建築物等修景助成事業</p> <p>◇協定制度等 公園における観光案内所および自転車駐車場(サイクルポート)の設置</p> <p>(関連事業) 因幡町通り地下通路、はかた駅前通り(博多駅博多口～博多警察署入口)、立体駐車場整備(WF)</p>
<p>【官民が連携したまちづくりの推進】</p> <p>・官民連携した歩行者ネットワークの整備や地域まちづくり団体等との共働による賑わい・魅力づくりを進め、都心部の魅力向上を図る。</p>	<p>◇地域生活基盤施設 (仮称)博多駅周辺地区歩行者連絡橋</p> <p>◇提案事業(地域創造支援事業) 官民共働による都心の魅力向上(天神・博多)、民間建築物等修景助成事業</p> <p>公園における観光案内所および自転車駐車場(サイクルポート)の設置</p> <p>(関連事業) 因幡町通り地下通路</p>
<p>【まちなかウォークパブルの推進】</p> <p>・快適な歩行空間の確保や広場等の整備などにより、滞在の快適性及び魅力の向上を促進し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を図る。</p>	<p>◇道路 天神通線</p> <p>◇高質空間形成施設 博多停車場線(大博通り)</p> <p>◇広場 春吉橋賑わい広場</p>
<p>その他</p>	

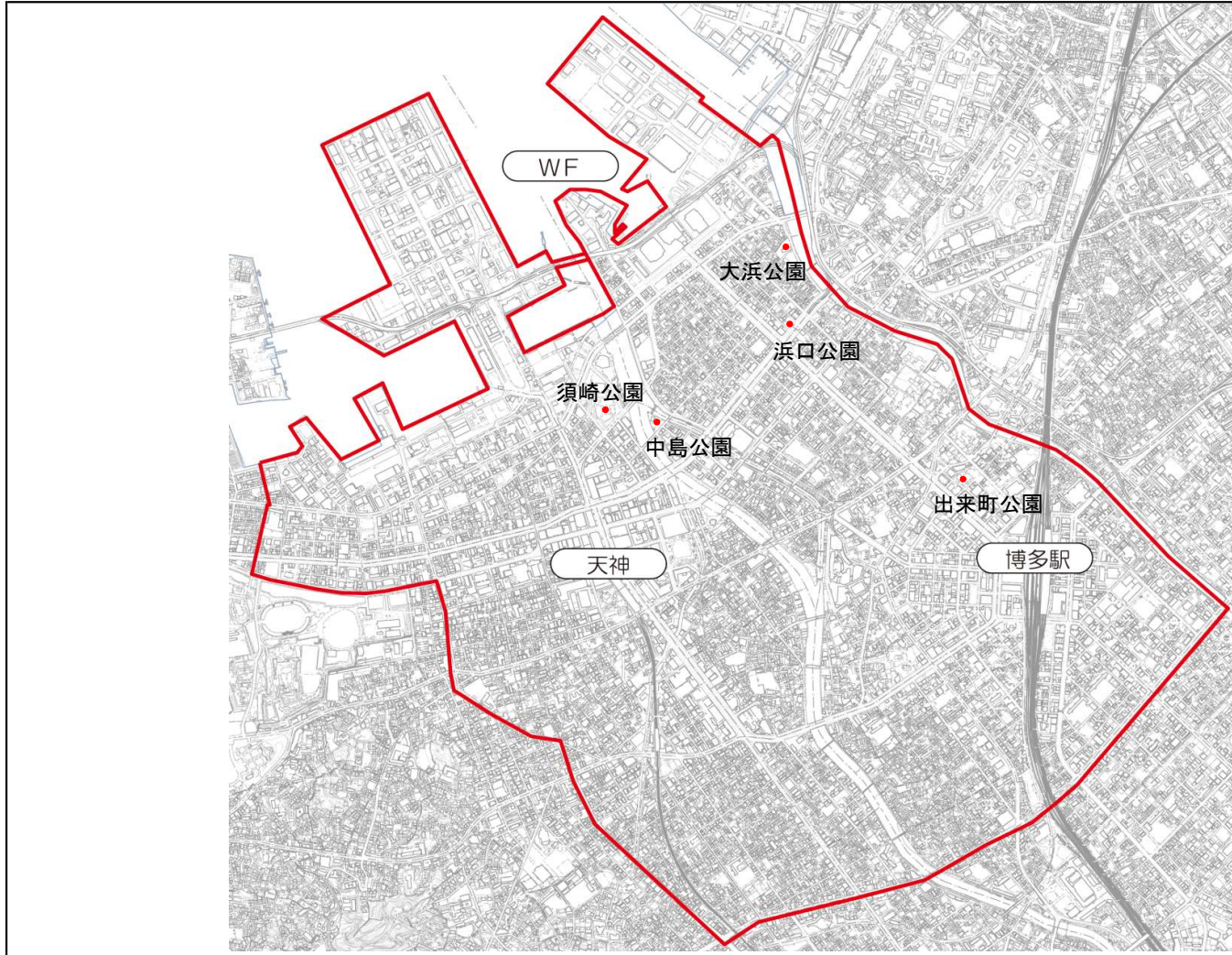
制度別詳細3(都市公園の占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条12項

制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象 施設	1	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:浜口公園 (福岡市博多区下呉服町)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	2	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:大浜公園 (福岡市博多区大博町)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	3	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:中島公園 (福岡市博多区中洲中島町)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	4	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:出来町公園 (福岡市博多区博多駅前)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	5	自転車駐車器具(サイクルポート) 公園名:須崎公園 (福岡市中央区天神5丁目)	・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する
	6		
	7		

制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



地区名:福岡都心部地区
区域面積:988ha



制度別詳細3-2-②(都市公園占用許可の特例): 自転車駐車器具

制度別詳細【都市公園占用許可の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

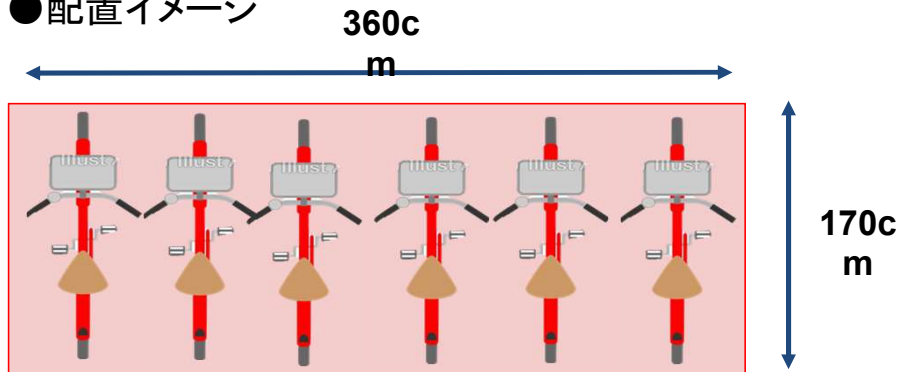
●ラック・看板



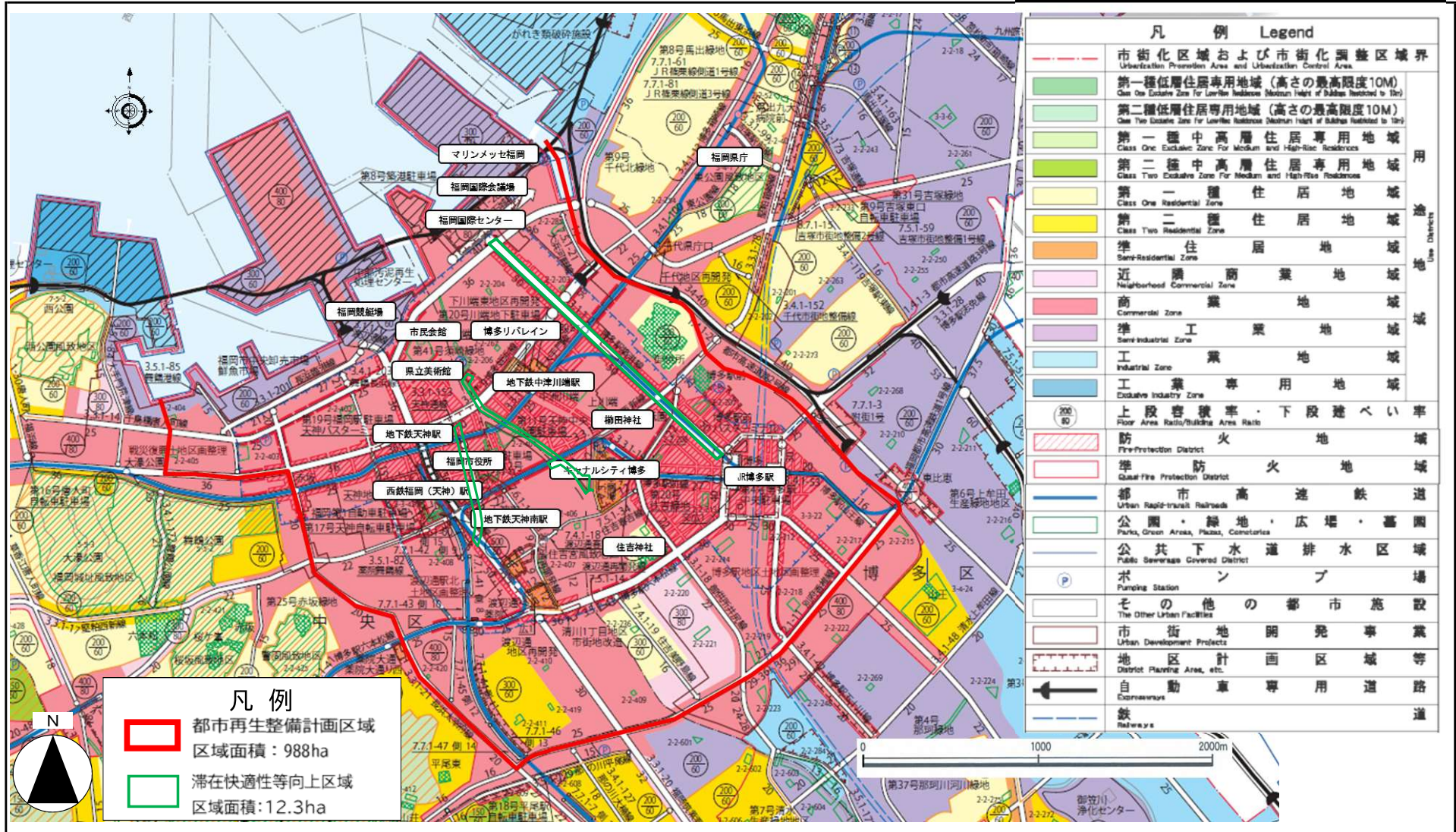
●看板
50cm



●配置イメージ



福岡都心部地区(第4期)(福岡県福岡市)	面積 988(12.3) ha	区域 沖浜町、石城町、築港本町、大博町、神屋町、対馬小路、下呉服町、奈良屋町、古門戸、須崎町、中呉服町、銅場町、下川端町、上呉服町、店屋町、上川端町、御供所町、冷泉町、祇園町、中洲中島町、中洲1・2・3・4・5丁目、博多駅前1・2・3・4丁目、博多駅前中央街、博多駅前東1・2・3丁目、博多駅前南1・2丁目、住吉1・2・3・4・5丁目、美野島1・2丁目、港1・2丁目、大手門1・2丁目、那の津1・2・3・4・5丁目、長浜1・2・3丁目、天神1・2・3・4・5丁目、西中洲、春吉1・2・3丁目、渡辺通1・2・3・4・5丁目、清川1・2・3丁目、高砂1・2丁目、白金1・2丁目、大宮1・2丁目、平尾1・2丁目、舞鶴1・2・3丁目、赤坂1丁目、大名1・2丁目、今泉1・2丁目、笠間1丁目、薬院1・3丁目
----------------------	-----------------	---

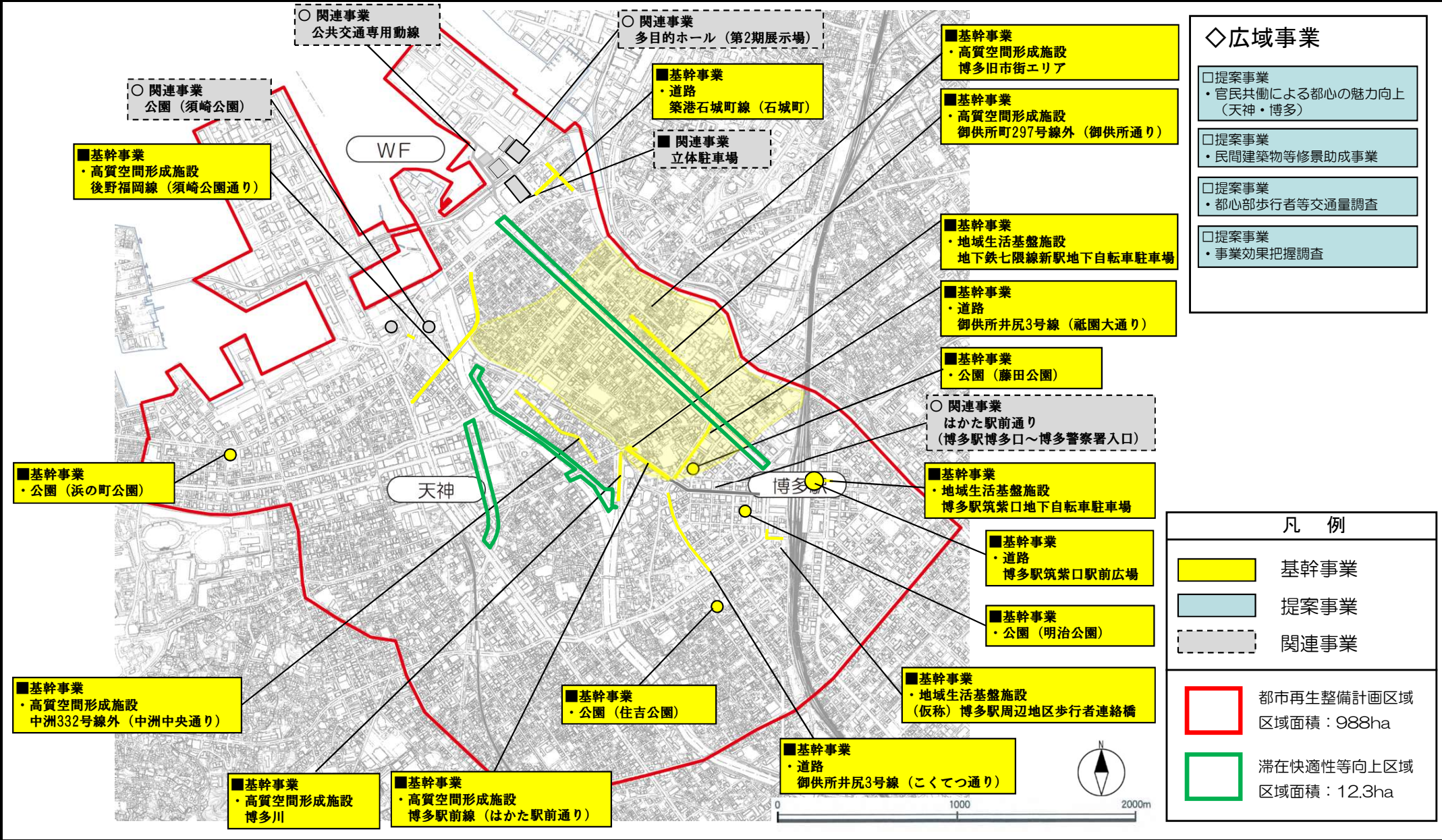


 	都市再生整備計画区域
区域面積: 988ha	
 	滞在快適性等向上区域
区域面積: 12.3ha	

 	市街化区域および市街化調整区域境界 Urbanization Provision Area and Urbanization Control Area
 	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class One Exclave Zone For Low-rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10m)
 	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M) Class Two Exclave Zone For Low-rise Residences (Maximum Height of Buildings Restricted to 10m)
 	第一種中高層住居専用地域 Class One Exclave Zone For Medium and High-rise Residences
 	第二種中高層住居専用地域 Class Two Exclave Zone For Medium and High-rise Residences
 	第一種住居地域 Class One Residential Zone
 	第二種住居地域 Class Two Residential Zone
 	準住居地域 Semi-Residential Zone
 	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone
 	商業地域 Commercial Zone
 	準工業地域 Semi-Industrial Zone
 	工業地域 Industrial Zone
 	工業専用地域 Exclusive Industry Zone
 	上段容積率・下段建ぺい率 Floor Area Ratio/Building Area Ratio
 	防火地域 Fire-Prevention District
 	準防火地域 Quasi-Fire-Prevention District
 	都市高速鉄道 Urban Rapid-transit Railroads
 	公園・緑地・広場・墓園 Parks, Green Areas, Plazas, Cemeteries
 	公共下水道排水区域 Public Sewerage Covered District
P	ポンプ場 Pumping Station
 	その他の都市施設 The Other Urban Facilities
 	市街地開発事業 Urban Development Projects
 	地区計画区域等 District Planning Area, etc.
 	自動車専用道路 Expressways
 	鉄道路 Railways

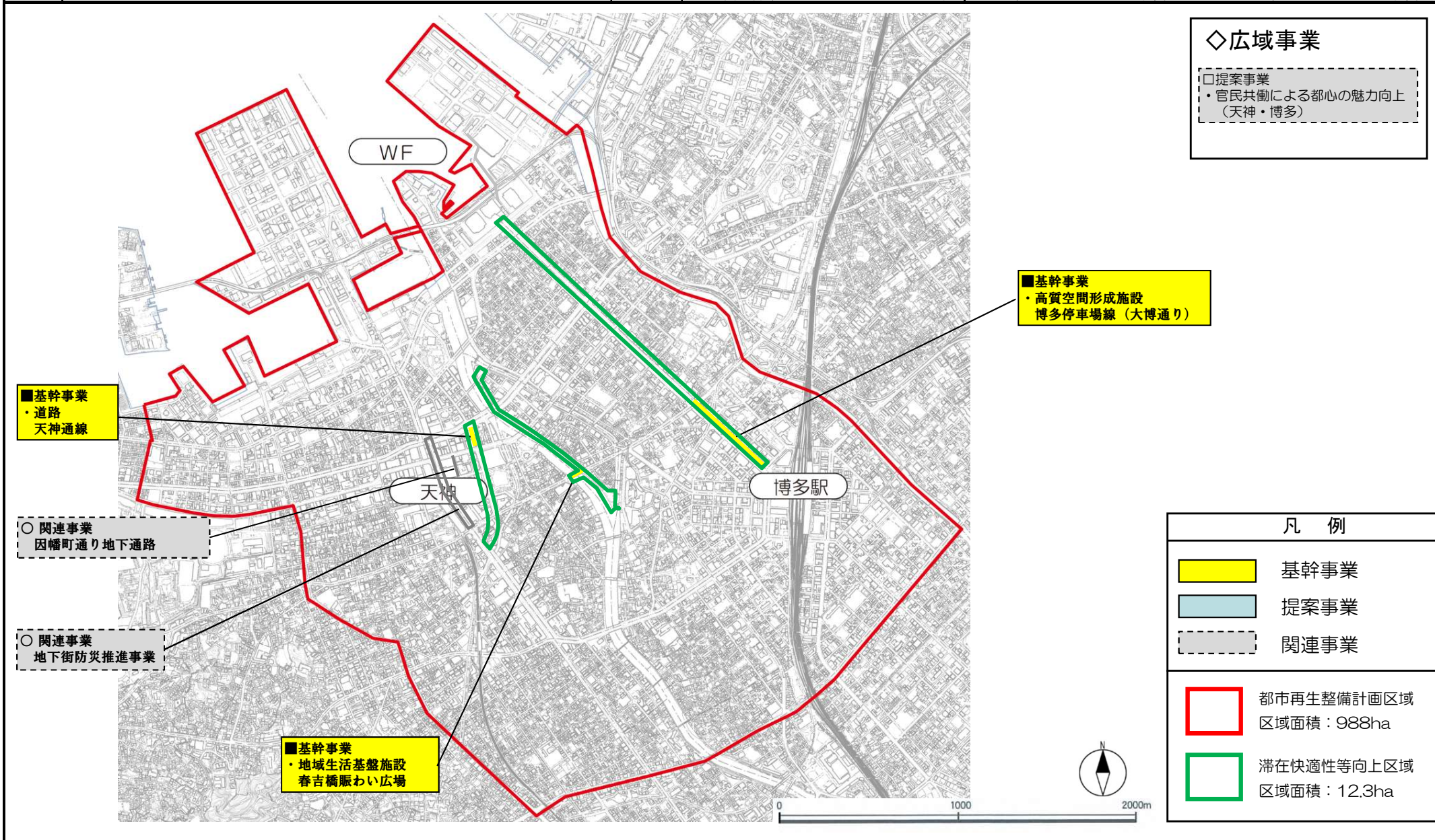
福岡都心部地区(第4期)(福岡県福岡市) 整備方針概要図(都市再生整備計画事業)

目標	大目標:九州・アジアの交流都市にふさわしい都心部の機能強化と魅力づくり	代表的な指標	都心部主要駅の乗降客数 (万人/年)	25,412 (H27年度)	→	27,336 (R4年度)
	目標1:都心部の核となる拠点の形成・機能強化		都心部の従業者数 (千人)	353.5 (H26年度)	→	385.5 (R4年度)
	目標2:都心部の回遊性の強化		都心部の1日あたりの歩行者交通量 (千人/日)	132.3 (H28年度)	→	135.9 (R3年度)
	目標3:官民が連携したまちづくりの推進		入込観光客数 (万人/年)	1,974 (H27年度)	→	2,116 (R4年度)



福岡都心部地区(第4期)(福岡県福岡市) 整備方針概要図(まちなかウォークブル推進事業)

目標	大目標:九州・アジアの交流都市にふさわしい都心部の機能強化と魅力づくり	代表的な指標	都心部主要駅の乗降客数 (万人/年)	25,412	(H27年度)	→	27,336	(R4年度)
	目標1:都心部の核となる拠点の形成・機能強化		都心部の従業者数 (千人)	353.5	(H26年度)	→	385.5	(R4年度)
	目標2:都心部の回遊性の強化		都心部の1日あたりの歩行者交通量 (千人/日)	132.3	(H28年度)	→	135.9	(R3年度)
	目標3:官民が連携したまちづくりの推進		入込観光客数 (万人/年)	1,974	(H27年度)	→	2,116	(R4年度)



事前評価チェックシート

計画の名称： 福岡都心部地区都市再生整備計画

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 1) まちづくりに向けた機運がある。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○

